

平成17年度の予算案まとまる

総額2808億9325万円

平成17年度予算案

区分	予算額	増減率
一般会計	1533億4266万円	8.9%
特別会計	1057億331万円	2.5%
企業会計	218億4728万円	1.2%
合計	2808億9325万円	4.3%

一般会計のうち、借換債を除く実質的な予算額は1500億4011万円(2.8%減)です

平成17年度予算案は、現在開会中の3月定例市議会で審議されています

【地方交付税】普通交付税と特別交付税の2種類があります。普通交付税は、標準的な水準における財政需要額と標準的な税収入とを比較し、財源不足額を基礎として交付されます。特別交付税は、普通交付税の算定に反映することのできなかった具体的な事情を考慮して交付されます。

新年度予算編成を取り巻く状況は
歳出では、人口の増加や高齢化社会の進展により扶助費などが増え、公債費借換えにもなう償還分を除くも高水準が続く一方、歳入では、個人所得の落ちみや地価下落による市税収入の減少、地方交付税の振替え財源

の臨時財政対策債の減額により、多額の財源不足に直面しました。このため、第3次西宮市行政改善実施計画に基づき、人件費などの内部管理経費の削減や事業・施策の見直しなどを行い、歳出の削減を図るとともに、市の貯金である財政・減債基金(災害援護資金分を除く)および土地開発基金の現金部分を合わせて47億7000万円を全額取り崩して、予算編成を行うことができました。

新年度予算の特徴は

極めて厳しい財政状況のなかでも、予算編成における庁内分権に取り組みとともに、市民サービスの向上や新たな行政課題に対応するため、限られた財源の重点的・効率的な配分に努めました。市制80周年を迎える記念すべき年にあたり、「安全で安心して暮らせるまちづくり」をめざし、保育所の待機児童対策、学校や公民館などのバリアフリー化、乳幼児や精神障害者の医療助成の充実・拡充など、福祉・教育や市民生活に密着した施策を優先的に実施します。

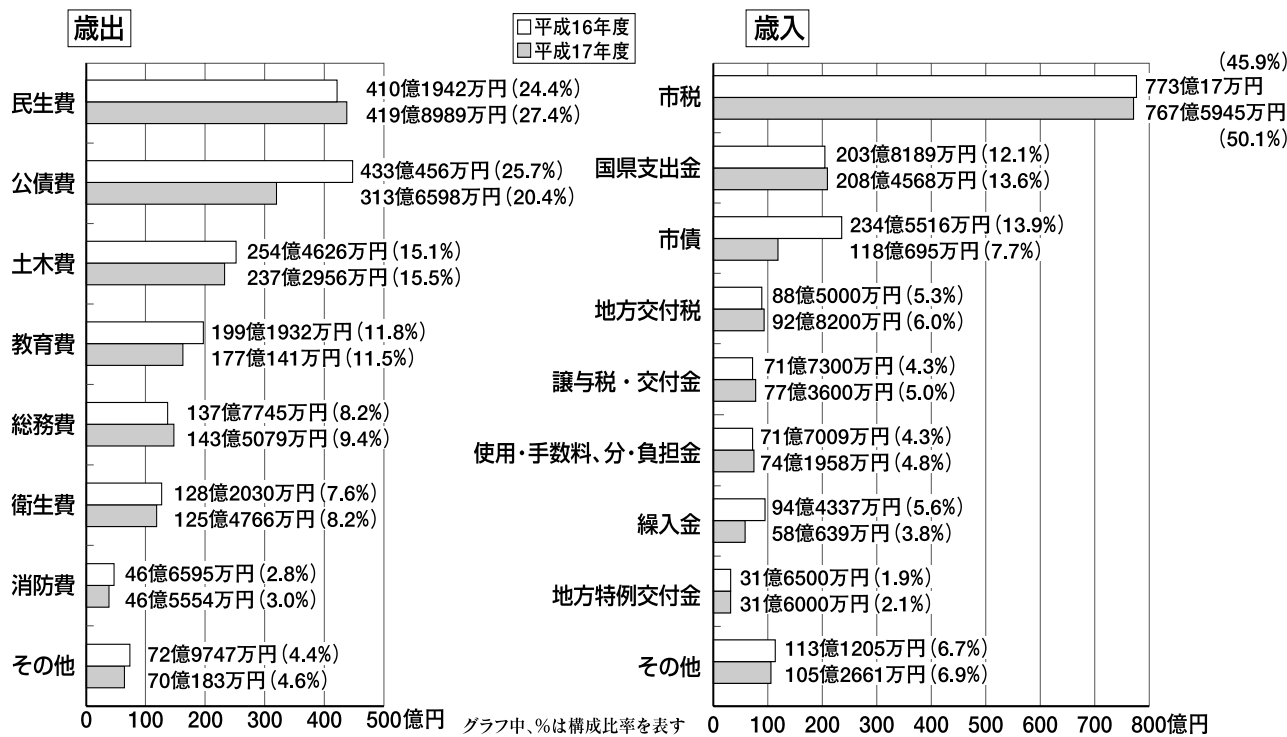
市民1人あたりでは...

一般会計予算を市民1人あたりで考えると33万2620円で(2月1日現在の人口46万1014人で算出)目的別にみると次のとおりです。

高度情報ネットワーク推進に(総務費) 31,129円	生涯福祉の充実のために(民生費) 91,082円
保健医療、環境学習、清掃事業に(衛生費) 27,218円	市の借入金の返済に(公債費) 68,037円
消火・救急活動に(消防費) 10,098円	道路や公園の整備、維持管理に(土木費) 51,473円
その他 15,189円	学校教育や社会教育の充実(教育費) 38,397円

市民1人あたりの基金残高と市債残高は
基金残高... 2万1118円
市債残高... 72万8393円
(平成17年度末見込み)

一般会計予算案 総額1533億4266万円



3月定例市議会が開かれています

3月定例市議会が、2月28日に開会、3月28日までの日程で開かれています。3月10日以降の主な日程は、本会議での一

特別障害給付金制度

申請は4月から受け付けます

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害のある人を対象に、「特別障害給付金制度」が創設されました。給付金は、請求があった月の翌月分から支給されますので、5月分から受け取るためには、4月中に申請してください。受付は4月1

西宮市震災融資の借換え融資制度

中小企業を対象に

(以下、西宮市震災融資)の据置き期間等の延長措置終了にともない、同融資利用者を対象に、借換え融資制度を実施しています。概要は以下のとおりです。西宮市震災融資の既借入金について、借換えることにより負担が軽減される場合があります。

借換え融資制度の申込は商工グループ(0798・35・3326)へ。

【対象者】市内で1年以上同一事業を営む中小企業者で、次のいずれにも該当する人
申込時点で西宮市震災融資の借入金残高がある人
借換えによる返済負担の軽減により、経営の安定や改善が見込まれ、かつ返済見込みのある人

【資金使途】西宮市震災融資の既借入金の返済
【貸付限度額】1000万円(ただし、西宮市震災融資の既借入金残高に、借換え融資実行に必要な諸経費を加えた額の範囲内)
【貸付利率】年1.6%
【貸付期間】7年以内(据置きなし)
【返済方法】元金均等分割返済

本会議、委員会は傍聴できます(委員会は許可が必要)。また、皆さんの声は請願・陳情として提出できます(提出期限は11日午後5時まで)。

問合せは議会事務局(0798・35・3382)へ。

初診日は平成17年3月以前で、当時学生だった人
初診日が昭和61年3月以前で、当時、厚生年金・共済組合などの被用者年金各法の被保険者の配偶者だった人など

初診日は障害の原因になった病気がけがについて初めて医師の診療を受けた日

【支給額】1級：月額5万円 2級：月額4万円
所得による支給制限あり。老齢年金等の受給者は支給制限あり

歳に達する日の前日までにその傷病により障害基礎年金1・2級に該当する障害状態になった人で、次のいずれかに該当する人
初診日が平成17年3月以前で、当時学生だった人
初診日が昭和61年3月以前で、当時、厚生年金・共済組合などの被用者年金各法の被保険者の配偶者だった人など